最高裁判所が指名の適否を委員会に諮問することを要しない場合

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則3条2項2号により最高裁判所が指名の適否を委員会に諮問することを要しない場合

- 1. かつて判事又は判事補として任命されたことがあり、かつ、免官又は転官から経過した期間が3年以下の者を判事又は判事補に指名する場合。ただし、免官又は転官の時に判事補であった者を判事に指名する場合については、この限りでない。
- 2. 判事から任命された最高裁判所事務総長を判事又は高等裁判所長官に指名する場合。

(参考)

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則

第3条

最高裁判所は、下級裁判所裁判官として任命されるべき者として指名されること の希望を申し出た者(以下「任官希望者」という。)については、当該者を指名する ことの適否を委員会に諮問しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず,次に掲げる場合には,最高裁判所は,任官希望 者を指名することの適否を委員会に諮問することを要しない。
 - 。 一 判事を高等裁判所長官に指名する場合
 - 二 任官希望者がかつて下級裁判所裁判官として任命されたことがあり,かつ,その者の免官又は転官から経過した期間が短期であるなど,諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合